

経済水道委員会

説明資料

特別史跡名古屋城跡西之丸
き損地点の調査と修復について

令和2年12月7日
観光文化交流局

目

次

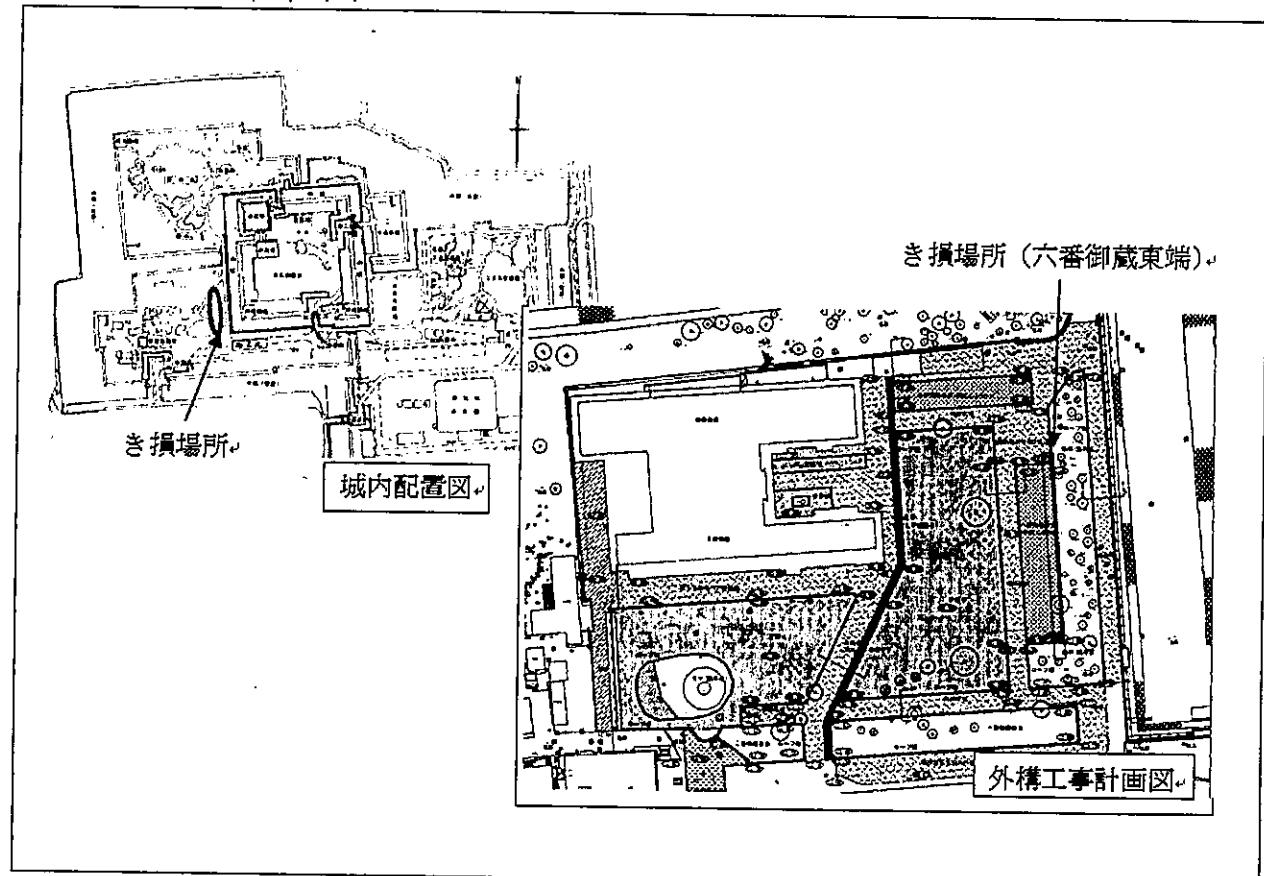
頁

1	き損事故の概要	1
2	き損地点の位置図	1
3	事故発生後の経緯	2
4	事前調査	3
5	発掘調査	3
6	修復方法	4
7	今後の予定	5

1 き損事故の概要

- ・令和2年3月2日、名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の外構工事において、地中にあった石列（せきれつ）をき損した。
- ・事故後は直ちに工事を中断し、き損した遺構の保全及び関係各所への報告を行った。

2 き損地点の位置図



3 事故発生後の経緯

日付	内 容
3月 2日	き損事故の発生
3月 3日	文化庁へ報告（第一報）
3月 5日	文化庁へ状況説明
3月 6日	事故調査委員会の設置（局内行政監理委員会）
3月 9日	文化庁へ追加説明
3月 12日	文化庁へき損届を提出
3月 31日	特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議へ再発防止対策（中間案）を付議・了承
5月 14日	経済水道委員会にて再発防止対策（中間案）について所管事務調査を実施
6月 18日	特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣・埋蔵文化財部会へ再発防止対策（素案）を付議・了承
6月 22日	特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議へ再発防止対策（案）及びき損地点の発掘調査について付議・了承
6月 26日	文化庁へ「特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策」を提出
7月 17日	文化庁より「西之丸き損地点ほか発掘調査」について現状変更許可
7月 28日	き損地点の発掘調査に着手
8月 31日	観光文化交流局長、名古屋城総合事務所長らを、管理監督が不十分だったとして文書訓戒
10月 22日	特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議へ西之丸き損地点の調査と修復について付議・了承
11月 18日	文化庁へ「西之丸き損地点の修復」について現状変更許可を申請

4 事前調査

(1) 時期

令和2年3月～6月

(2) 目的

過去の調査成果等を精査するとともに、き損地点の現況を把握することにより、発掘調査の方針を定める

(3) 結果

- ・原位置に残る石材は、礎石（そせき）4石、地覆石（じふくいし）28石の計32石と確認
- ・原位置から移動したと推定される石材は、礎石10石、地覆石58石の計68石と確認
- ・遺構面の14箇所において、原位置に礎石が認められないため、4石分が不足と推定
- ・地覆石は13石分程度が不足と推定されるが、今回のき損以前に抜き取られていた可能性が高い

5 発掘調査

(1) 時期

令和2年7月28日～10月

(2) 目的

き損の状況を具体的に把握し、修復の方法を定める

(3) 結果

ア 総括

- ・原位置から移動したと推定される石材は65石（礎石8石及び地覆石57石）と判断した
- ・原位置については、65石のうち、24石を特定、10石を高い確度で推定、31石を推定できた

7 今後の予定

- ・文化庁より現状変更許可を得た上で、修復作業に着手する
- ・修復作業については、年度内に完了することを目標とする
- ・き損地点以外の学芸員の立会いがないまま工事掘削を行う等、不適切な施工が行われた箇所についても、遺構への影響を調査する

イ 詳細

(ア) 磁石

- ・事前調査で原位置に磁石が認められなかつた 14箇所のうち、8箇所は対応する石材を同定、4箇所は地中に石材の残存を確認、2箇所は、今回のき損以前に抜き取られていた可能性が高いことが判明
- ・事前調査で原位置から移動したと推定した磁石 10石のうち2石は、磁石ではないと判断

(イ) 地覆石

- ・地覆石の大半は、硬化面が認められる石材痕跡が少ないため、石材痕跡の平面形状や大きさ、控え石や木の根の位置・形状などの情報をもとに対応する石材を推定
- ・事前調査で原位置から移動したと推定した地覆石 58石のうち1石は、地覆石ではないと判断

(ウ) その他

調査範囲の一部では六番御蔵廃絶後、攪乱されていることが判明

6 修復方法

(1) 方針

石材を現地に戻し、き損事故前の状態に復旧する

(2) 内容

- ・石材は、石材の抜取り痕跡の上に直接設置する
- ・痕跡自体が削られている箇所については、他の石材と高さ・位置が合うように、土と地覆石の剥片（はくへん）（き損地点の攪乱部分から出土したもの）を用いて調整する
- ・石材の高さは、試掘調査時に測量した標高をもとに復元し、その他は磁石の高さを基準に、隣合う石材のかみ合わせを考慮し配置する
- ・石材の設置後は、写真により記録を残した後、発生土にて埋め戻す